千曲市協働事業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体等と千曲市(以下「市」という。)が、「千 曲市協働のまちづくり行動計画」に基づき、協働して行う事業(以下「協働 事業」という。)に係る提案制度及び協働事業の実施等について必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民活動団体等 区・自治会、NPO 法人、ボランティア団体、公益法人等、主に市民等で構成され、営利を目的としない団体で、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とするもの及び地域課題等の解決に向けて自立して活動するものをいう。
 - (2) 協働 千曲市まちづくり基本条例(平成18年千曲市条例第36号)第2 条第3号に規定する協働をいう。

(協働事業の種類及び要件)

- 第3条 市民活動団体等は、この要綱に基づき、協働事業を市に提案することができるものとする。
- 2 前項の規定により提案することができる協働事業の種類は、次に掲げると おりとする。
 - (1) 市民テーマ型協働事業 市民活動団体等が市と協働で実施したいテーマ を設定し、自由に提案する事業
 - (2) 行政テーマ型協働事業 市が市民活動団体等と協働で実施したいテーマ を予め設定及び公表し、そのうちから市民活動団体等が関心のあるテーマ を選び、それについて提案する事業
- 3 協働事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければ ならない。
 - (1) 公益的・社会貢献的な事業であって、市民活動団体等と市が協働して取り組むことで社会的課題や地域課題の解決又は福祉の向上等が図られる事業であること。

- (2) 市民活動団体等と市の役割分担が明確かつ妥当であって、協働して取り組むことで相乗効果が高まると期待できる事業であること。
- (3) 地域特性を考慮し、課題解決のための視点を持ったものであること。
- (4) 市民活動団体等の活動目的に合ったものであり、団体の実績や特性を活かしたものであること。
- (5) 事業計画及び予算の積算等が適正であり、実現可能なものであること。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は協働事業の対象としない。
 - (1) 営利を主たる目的とする事業又は特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
 - (2) 政治、宗教又は選挙活動に関する事業
 - (3) 施設等の建設又は施設整備のみを目的とする事業
 - (4) 法令・条例等に反する事業
 - (5) 公序良俗に反する事業

(提案者の要件)

- 第4条 前条第1項の規定により協働事業を提案することができる市民活動団 体等は、次の各号の要件を全て満たすものでなければならない。
 - (1) 5人以上で構成されていること。
 - (2) 団体の運営に関する規約等があり、適正な会計処理が行われていること。
 - (3) 活動の拠点が市内にあり、かつ市内で活動していること。
 - (4) 宗教又は政治に関する活動を目的とした団体ではないこと。
 - (5) 選挙に関する活動を目的とした団体ではないこと。
 - (6) 反社会的な活動を行う団体ではないこと。
 - (7) 本制度による事業を遂行できる能力又は実績を有し、原則として、1年以上継続して活動できること。
 - (8) 公序良俗に反する団体でないこと。
- 2 複数の市民活動団体等は、共同して協働事業を提案することができるものとする。この場合においては、代表となる市民活動団体等(前項各号の要件を全て満たすものに限る。以下同じ。)を定めるものとし、かつ、当該複数の市民活動団体等は、それぞれ同項第4号から第8号までに掲げる要件のいずれをも満たしていなければならない。

(協働事業の公募)

- 第5条 協働事業の提案は、市が実施する公募による募集に応じて行うものとする。
- 2 市長は、前項の公募に当たり、必要な事項を記載した千曲市協働事業提案 制度募集要項(以下「募集要項」という。)を別に定め、これを公表するもの とする。

(協働事業の提案)

- 第6条 前条第1項の規定による公募に対し協働事業を提案しようとする市民活動団体等(以下「提案団体」という。)の代表者(第4条第2項の場合にあっては、代表となる市民活動団体等の代表者。以下同じ。)は、募集要項に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。
 - (1) 千曲市協働事業提案企画書(様式第1号)
 - (2) 千曲市協働事業提案申請書(様式第2号)
 - (3) 収支予算計画書(様式第3号)
 - (4) 実施スケジュール表 (様式第4号)
 - (5) 提案団体概要書(様式第5号)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業実施期間)

- 第7条 協働事業の事業実施期間は、採択された年度の翌年度の単年度とする。 ただし、事業効果、経費等の面で市長が必要と認めた場合は、採択された年 度の単年度において事業を実施することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、協働事業は、毎年度行われる市の審査を経ることにより、3年を限度として継続実施することができる。
- 3 前項の場合において、協働事業を複数年継続して実施することを希望する 提案団体の代表者は、千曲市協働事業継続希望申出書(様式第6号)を市長 に提出するものとする。

(事前協議)

第8条 提案団体及びその事業の内容に関係する市の担当課(以下「事業担当課」という。)は、協働の原則に基づく事前協議を行い、協働事業を実施する上での課題等の解決に努めるものとする。

(審査選考委員会)

- 第9条 提案された協働事業を審査選考するため、千曲市協働事業提案制度審 査選考委員会(以下「審査選考委員会」という。)を設置する。
- 2 事業担当課は、前条の規定による協議内容等を千曲市協働事業意見書(様式第7号)にまとめ、審査選考委員会に提出するものとする。
- 3 審査選考委員会は、第6条の規定により提案された協働事業について、第 3条第3項の要件に基づき、第6条に規定する書類及び前項の意見書により 審査するほか、公開によるプレゼンテーションにより審査選考を行い、その 結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。
- 第10条 審査選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。 (採択事業の決定)
- 第11条 市長は、第9条第3項の規定による審査選考委員会からの報告に基づき、協働事業の採択の可否を決定し、その結果を速やかに千曲市協働事業審査選考結果通知書(様式第8号)により当該決定に係る提案団体に通知するものとする。

(協定書の締結等)

第12条 前条の規定により協働事業を採択された提案団体(以下「実施団体」という。)は、当該協働事業の実施に向けて事業担当課と協議し、事業実施に当たっての基本的な事項、役割分担等を明示した協定書又は契約書等(以下「協定書等」という。)を市と締結するものとする。

(事業の変更等)

- 第13条 協定書等を締結した実施団体は、当該協働事業の内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、千曲市協働事業(変更・中止)申請書(様式第9号)を速やかに市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、その 結果を書面にて実施団体に通知するものとする。

(経費負担)

第14条 第12条に規定する協定書等に基づく協働事業の実施に係る市の負担 額は、市が定める予算の範囲内とする。

(報告書等の提出)

第 15 条 実施団体は、事業が完了したときは、事業完了の日から 20 日以内に

千曲市協働事業実施報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 千曲市協働事業収支決算報告書(様式第11号)
- (2) 協働事業の実施に要した対象経費の支出に関する領収書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 第7条第3項の規定により協働事業継続希望申出書を提出した実施団体は、 前項各号に掲げる書類のほか、千曲市協働事業中間報告書(様式第12号)を、 各年度、事業担当課の指定する期日までに市長に提出するものとする。 (自己評価)

第 16 条 実施団体及び事業担当課は、協働事業が完了した時点で自己評価シート (様式第 13 号) による評価を行うものとする。

(成果報告会)

第17条 実施団体は、市長が開催する成果報告会において協働事業の成果(前条の規定による評価を含む。以下同じ。)を報告するものとする。

(協働事業の取消し等)

- 第18条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、協働事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
 - (2) 第 14 条の規定による市の負担額を当該協働事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 協定書等に違反したとき。
 - (4) 協働事業に該当しなくなったとき。
- 2 市長は、前項の規定により協働事業の全部又は一部を取り消した場合において、当該協働事業の取消に係る部分に関し既に市の負担額の全部又は一部が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(情報公開等)

- 第19条 市長は、第6条の規定により提案のあった協働事業について、提案団体の名称、代表者の氏名、提案した事業の概要及び審査選考委員会による審査選考の結果を公表するものとする。
- 2 市長は、第17条の規定により成果報告のあった協働事業について、実施団 体の名称、代表者の氏名、実施した事業の概要及び事業の成果等を公表する

ものとする。

(所管)

第20条 協働事業に関する事務は、企画政策部市民協働課が所管する。 (補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(宛先) 千曲市長

千曲市協働事業提案企画書(提案シート)

千曲市協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

事業の名称			
提案の種類			市民テーマ型
			行政テーマ型 (テーマ名)
	(ふりがな)		
	団体の名称		
	[代表者]		(ふりがな)
	役職・	氏名	
			TEL ()
	連糸	各 先	FAX ()
			E-mail
提 宏	住	所	Ŧ <u> </u>
提案団体			
1/4	[連絡責任者]		※代表者と同じ場合は、記入の必要はありません。
	AT mile of to		(ふりがな)
	役職・	大名	
	 連絡先		TEL () FAX ()
		17亿	E-mail
			
	住	所	·
●添付	L 書類(該 ⁾	当書類の[□ ** 「
	収支予算計算書 (様式第3号)		
	実施スケジュール表 (様式第4号)		
	団体概要書 (様式第5号)		
	事業継続希望書 (様式第6号)		
	団体規約(会則・定款等) (以下、任意様式)		
	団体の活動状況を示す資料(当該年度事業計画書、又は前年度事業実績報告書)		
	団体の経営状況を示す		テティア (当該年度予算書、又は前年度決算書)
	その他市長が必要と認める資料		

事業の概要等については、以下のとおりです。

事業費総額	円
-------	---

1. 事業の概要

①事業の必要性	(把握している市民のニーズや解決したい課題等)
②事業の目的	(何を実現・解決したいか等)
③事業の対象者	(どのような人を対象にするか。どの程度いるか等)
④事業の目標	(いつまでに、どのようにしたいか。実施することでどう変わっていくか等)
⑤事業の概要	(どのような過程・手段を用いて行うか等)
⑥事業の役割分担	提案団体(できること)
	市 (期待すること)
	その他(協力者)求める協力内容の想定
⑦事業の効果	(達成しようとしている成果、期待される効果等)

2. 関連項目

①行政との協働	
• 必要性	
• 相乗効果	
・メリット 等	
②事業を進めていく	
上で、想定される課題	
や問題点	
③その他	

年	月	H

(宛先) 千曲市長

申請者	団 体 名
	代表者氏名

千曲市協働事業提案申請書

千曲市協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請内容

事業の名称			
提案の種類	□ 市民テーマ型	□ 行政テーマ型	
(どちらかに✔)		口一行政方式至	

※パソコンで作成する場合は□→■にします。

2. 添付書類 (□に✔をつける)

※「添付書類」は、提案企画書(提案シート)提出後、事業担当課との協議等で修正 により差し替え等が発生した場合に添付します。

【□有・□無】

1	協働事業提案企画書(提案シート)	(様式第1号)
2	収支予算計算書	(様式第3号)
3	実施スケジュール表	(様式第4号)
4	団体概要書	(様式第 5 号)
5	事業継続希望書	(様式第6号)
6	団体規約 (会則・定款等)	(任意様式)
7	団体の活動状況を示す資料(当該年度事業計画書、又	は前年度事業実績報告書)
8	団体の経営状況を示す資料(当該年度予算書、又は前	前年度決算書)
9	その他市長が必要と認める資料	

※パソコンで作成する場合は□→■にします。

収支予算計画書

事	業の名称						
団	体の名称						
1.	収入の部			T			
	科 目	金	額(円)		説	明	(内訳・根拠等)
	収入合計						
2.	支出の部						
	科 目	金	額(円)		説	明	(内訳・根拠等)
	支出合計						

実施スケジュール表

時期	内	容	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

様式第5号(第6条関係)

提案団体概要書

団体の名称	
団体の所在地	<u>T – </u>
代表者氏名	
設立年月 (活動開始年月)	年月
構成員数	内訳(具体的に) <u>人</u> ※例: 正会員 ○人、賛助会員○人 等
主な活動分野	※NPO 法の分類がわかる場合は、その区分に応じて記入します。
主な活動場所	※市内全域、主に○○地区など「主に活動している場所や地域」を記入します。
団体の目的	※団体の設立目的や目指す姿等を記入します。
主な活動内容	※年間を通した活動他、団体の事業計画等に掲げた活動内容を記入します。
主な活動実績	※上記活動等の実績他、団体の活動 PR として効果的実績を記入します。

※枠は、適宜拡大し必要な事項を簡潔に記入します。

様式第6号(第7条関係)

千曲市協働事業継続希望申出書

事業の名称	
団体の名称	
継続を希望する	理由
	事業記載しない。
■2年日以降の	事業計画・スケジュール・収支予算の「概要」を記入します。

	平成 年度(2年目)	平成 年度(3年目)
事業計画		
スケジュール		
収支予算		

様式第7号(第9条関係)

千曲市協働事業意見書

※提案書類及び事前協議を踏まえ、事業担当課で作成し「提案申請書(様式第2号)」に添付します。

		/ 2
団体の名称		
事業の名称		
提案の種類	□ 市民テーマ型 □ 行政テーマ型	
事業担当課		
担当者 職・	氏名 内線番号	
一事前協議	経過一	
年月日	協 議 内 容	備考
一担当課意	見一	
	ハて簡潔に記入します。	
	立目的・時期、会員数・特徴、活動内容・実績等)	
②提案事業の概要	(公共性・具体性の有無、協働で取り組む必要性、期待される効	1果、実現性、発展性等)

第号年月

団体名

代表者様

千曲市長

千曲市協働事業審査選考結果通知書

年 月 日付で提案をいただきました協働事業につきまして、次のとおり決定 しましたので、千曲市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定により通知します。

事業の名称		
	採択	・事業担当課
	(採択条件)	→ [・連絡先
√ + ⊞		
結果	不採択	
	(不採択理由)	

年 月 日

(宛先) 千曲市長

所 在 地	
団体名	
代表者名	
	担当者
連絡先	電話
	Eメール

千曲市協働事業 (変更・中止) 申請書

年 月 日に締結しました協働事業につきまして、次のとおり事業の(変更・中止) をしたいので、千曲市協働事業提案制度実施要綱第13条の規定により提出します。

記

事業名	
変更	(変更理由)
	(変更内容)
中止	(中止理由)

(宛先) 千曲市長

申請者	団 体 名	
	代表者氏名	

千曲市協働事業実施報告書

年 月 日付 第 号で採択された事業が完了しましたので、千曲市協働 事業提案制度実施要綱第15条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

于未此来的这 <u>关</u> 他安侧			. , 1247		 ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
事業の名称						
車茶和钼	自	年	月	日		
事業期間	至	年	月	日		
実施内容及び成果	(事業目的)					
	(事業内容)					
	(事業効果)					
	(7 o h 4+ ==================================					
	(その他特記事	▶-垻)				
反省点・課題等						

寸	体	名	
---	---	---	--

千曲市協働事業収支決算報告書

1. 収入の部

科目	予算額(円)	決算額(円)	説 明
収入合計			

2. 支出の部

科 目	予算額 (円)	決算額 (円)	説明
支出合計			

※契約書、支出証拠書(請求書・領収書等)の写し、写真及び記録簿等事業の完了を証する書類を添付

(宛先)	千曲市	長
(グピノロ)	1 11111111	ゾ

申請者	団 体 名
	代表者氏名

千曲市協働事業中間報告書

年 月 日付 第 号で採択された事業につきまして、千曲市協働事業提案制度実施要綱第15条の規定により、次のとおり中間報告します。

	1					
事業の名称						
事業期間	自	年	月	日		
	至	年	月	日		
事業の進捗状況	(事業目的))				
	(事業内容))				
	(事業効果)					
	(事業効本)	1				
	(その他特	記事項)				
団体総合所見						

作成日: 年 月 日

自己評価シート

※事業が完了した時点で、提案団体と事業担当課において、下記の内容により評価を行い、「成果報告会」 の際の資料として活用します。

団体の名称	事業担当課	
事業の名称		

※評価点

5	4	3	2	1
非常によくできた	よくできた	まあまあであった	あまりできなかった	できなかった

(1)協働の視点

評価項目	評価点 (5 段階)	補足 (評価点の理由や補足、成果・課題とその対応など)
①事業の「目的は共		
有」できましたか。		
②事業での「役割分		
担」は適正でしたか。		
③「十分に協議」を		
行いましたか。		
④「対等の立場」を		
尊重して事業を実施		
できましたか。		
⑤事業の実施によ		
り、「相乗効果」が得		
られましたか。		

(2) 事業の内容

評価点 (5段階)	補足	(評価点の	理	由や補足、成果・課題とその対応など)
題やその記) 改善力	方法等		
カた展開	室			
	•	ト。(パソコ	ン゛	で作成する場合は□→■にします。)
で宝祐		_	1	休止または終了
			J	
で実施]	行政が単独で実施
)
今後どのよ	うに沿	らかしたり ≥	俗層	展させたりするのか、また上記選択項目
, ,,,,	, , - IE	(- / /		
	(5段階) 中 で を で 実 施	(5段階) 補足 (5段階) 対応 で表 で実施 で実施	(5段階) 補足 (評価点の) 類やその改善方法等	補足 (評価点の理 補足 (評価点の理 対な展開等 かに √ をつけます。(パソコンで実施で実施 □